

第56号議案

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、
設備および運営の基準等に関する条例

1 制定理由

児童相談所の設置に伴い、東京都が行っている指定障害児通所支援事業者の指定事務について区に移管されることとなる。ついては、児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定めるとともに、法第21条の5の15第3項第1号に規定する指定障害児通所支援事業者の指定に係る条例で定める者について、条例で定める必要があるため、本条例を制定する。

2 障害児通所支援事業の概要

(1) 障害児通所支援の種類および内容

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作および知識技能の習得ならびに集団生活への適応のための支援その他の必要な支援またはこれに併せて治療を行う。

② 放課後等デイサービス

授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害の状態にある障害児であって、児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他必要な支援を行う。

④ 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児または乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

(2) 利用対象児童

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）または、難病のある児童。

3 施行期日

令和6年10月1日